

障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（参考例）

（趣旨）

第1条 この規則は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定める。

（業務管理体制の届出）

第2条 障害者自立支援法第51条の2第2項、第51条の31第2項、児童福祉法第21条の5の25第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項の規定による届出は、障害者自立支援法施行規則第34条の28第1項、第34条の62第1項、児童福祉法施行規則第18条の38第1項、第25条の23の2第1項及び第25条の26の9第1項に掲げる事項について第1号及び第2号様式により行うものとする。

（届出事項の変更の届出）

第3条 障害者自立支援法第51条の2第3項、第51条の31第3項、児童福祉法第21条の5の25第3項、第24条の19の2、第24条の38第3項の規定による届出事項の変更の届出は、障害者自立支援法施行規則第34条の28第2項、第34条の62第2項、児童福祉法施行規則第18条の38第2項、第25条の23の2第2項及び第25条の26の9第2項に掲げる事項について第3号及び第4号様式により行うものとする。

（区分の変更の届出）

第4条 障害者自立支援法第51条の2第4項、第51条の31第4項、児童福祉法第21条の5の25第4項、第24条の19の2、第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出は、障害者自立支援法施行規則第34条の28第3項、第34条の62第3項、児童福祉法施行規則第18条の38第3項、第25条の23の2第3項及び第25条の26の9第3項に掲げる事項について第1号及び第2号様式により行うものとする。

（関係機関への情報提供）

第5条 知事は、第2条から前条までの規定による届出に関し、国、市町村に対して、情報を提供することができる。

（実施細目）

第6条 この規則に定めるもののほか、障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。